

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇四十五 略」</p> <p>四十六 時価の算定に係るインプット 連結財務諸表規則第二条第五十七号に規定する時価の算定に係るインプットをいう。</p> <p>四十七 時価の算定に係るインプットが属するレベル 連結財務諸表規則第二条第六十号に規定する時価の算定に係るインプットが属するレベルをいう。</p> <p>(金融商品に関する注記)</p> <p>第十五条の二 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇四十五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(金融商品に関する注記)</p> <p>第十五条の二 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に</p>

は、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2 「略」

3 時価で四半期連結貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 当該項目ごとの次に掲げる事項

イ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

ロ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

ハ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融

は、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2 「同上」

「項を加える。」

商品の時価の合計額

二 前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

4|| 前項本文の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

5|| 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

(流動資産の区分表示)

第三十五条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもって一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

5 「略」

「項を加える。」

3|| 第一項本文及び前項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における時価の把握が極めて困難な場合には、第一項本文に定める事項に代えて、その旨、その理由、当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を記載することができる。

(流動資産の区分表示)

第三十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもって一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

5 「同上」

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十三条 同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならぬ。

- 一 棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法
- 二 棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

様式第六号

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

前第 四半期連結累計 期間	当第 四半期連結累計 期間
(自 年 月 日 至 年 月 日)	(自 年 月 日 至 年 月 日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

【略】

棚卸資産の増減額 (△は増加) ×××

【略】

投資活動によるキャッシュ・フロー

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十三条 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならぬ。

- 一 たな卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法
- 二 たな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

様式第六号

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

前第 四半期連結累計 期間	当第 四半期連結累計 期間
(自 年 月 日 至 年 月 日)	(自 年 月 日 至 年 月 日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

【同左】

たな卸資産の増減額 (△は増加) ×××

【同左】

投資活動によるキャッシュ・フロー

<p>—</p> <p>[略]</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロ</p> <p>—</p> <p>[略]</p> <p>現金及び現金同等物に係る換算差額</p> <p>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</p> <p>現金及び現金同等物の期首残高</p> <p>現金及び現金同等物の四半期末残高</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1.～6. 略]</p>	<p>—</p> <p>[同左]</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロ</p> <p>—</p> <p>[同左]</p> <p>現金及び現金同等物に係る換算差額</p> <p>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</p> <p>現金及び現金同等物の期首残高</p> <p>現金及び現金同等物の四半期末残高</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1.～6. 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	